

[平成13年から各条に改正経過を注記した。]

**改正**

平成元年2月21日教委規則第1号

平成13年2月26日教委規則第2号

平成17年3月31日教委規則第7号

江別市教育振興事業補助金交付規則

(目的)

**第1条** この規則は、本市の学校教育及び社会教育の振興を図る事業に対し、予算の範囲内で交付する補助金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規則で「学校教育団体」とは、江別市立小・中学校教職員で組織する団体をいい、「社会教育認定団体」とは、江別市社会教育委員の会議で認定された団体をいう。

(補助対象)

**第3条** この規則に定める補助金の対象は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 学校教育団体の振興・育成に係る事業
- (2) 学校教育に係る各種研修会・研究会等の開催事業
- (3) 社会教育認定団体の振興・育成に係る事業
- (4) 江別市立小・中学校において開設する社会教育のための講座開設事業
- (5) 社会教育認定団体が行う婦人学級・高齢者学級の開設事業
- (6) 社会教育に係る各種大会・研究会・研修会・講習会・講演会・発表会等の事業
- (7) 各種大会等の派遣及び出場助成事業
- (8) その他、学校教育・社会教育の振興・育成を図るための事業

2 前項第4号に掲げる事業は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第48条第1項及び第3項に規定するものをいい、1年間を通じて1学級20時間以上開設することを要件とする。

3 第1項第5号に掲げる事業のうち、婦人学級にあつては、学習時間が1年間を通じて20時間以上を、高齢者学級にあつては、学習時間が1年間を通じて36時間以上開設することを要件とする。

4 第1項第6号に掲げる事業は、全市的な対象及び規模で開催されることを要件とする。

(補助金交付の申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとするものは、江別市教育振興事業補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付し、教育委員会が別に定める日までに提出しなければならない。

(補助決定額の通知)

**第5条** 教育委員会は、前条の申請があつたときは、内容を審査し適当と認めた場合は補助金額を決定し、江別市教育振興事業補助決定額通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

(補助金の交付)

**第6条** 補助金は、前条の規定による補助決定額の通知後、申請者からの江別市教育振興事業補助金請求書(第3号様式)により交付する。

(補助決定の取消し)

**第7条** 教育委員会は、補助決定を受けたものが次の各号のいずれかに該当する場合は補助の決定を取消し、又は補助金の一部若しくは全部を江別市教育振興事業補助金(取消・返還)通知書(第4号様式)により返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請又は不正な行為があつた場合
- (2) その他補助することが不相当と認められる事実があつた場合

(事業完了報告の提出)

**第8条** 補助金の交付を受けたものは、事業終了後直ちに事業完了報告書(第5号様式)を教育委員会に提出しなければならない。

(補則)

**第9条** この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に教育長が定める。

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和54年度の補助金から適用する。
- 2 この規則施行の際、現に江別市教育振興行事奨励補助要綱、江別市社会教育振興行事奨励規則及び江別市学校保健体育行事補助要綱の規定により補助金の交付を受けているものは、改正後の規則により補助金の交付を受けたものとみなす。
- 3 江別市社会教育振興行事奨励補助規則（昭和28年教育委員会規則第8号）は、廃止する。
- 4 次に掲げる訓令は、廃止する。
  - (1) 江別市教育振興行事奨励補助要綱（昭和40年訓令第5号）
  - (2) 江別市学校保健体育行事補助要綱（昭和40年訓令第6号）

**附 則**（平成元年2月21日教委規則第1号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、元号に係る改正規定は、平成元年1月8日から適用する。

（経過措置）
- 2 この規則（前項ただし書の部分を除く。以下同じ。）の施行の際現に交付されているこの規則による改正前の様式による証明書等は、この規則による改正後の様式による証明書等とみなす。
- 3 この規則施行の際現にこの規則による改正前の規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間使用することを妨げない。

**附 則**（平成13年2月26日教委規則第2号）

この規則は、平成13年3月7日から施行する。

**附 則**（平成17年3月31日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

第1号様式（第4条関係）

第2号様式（第5条関係）

第3号様式（第6条関係）

第4号様式（第7条関係）

第5号様式（第8条関係）